



今月のことば

Words of the Month

特許ユーザの皆さんへ：もっと意匠制度を使ってください！

日本弁理士会副会長

茜ヶ久保 公二

1. はじめに

ご存じのとおり、意匠法は、令和元年に保護対象の拡充を含む改正が行われ、令和2年4月1日より一部を除いて施行されています。この改正は、意匠の保護対象を、明治21（1888）年の意匠条例から維持されてきた「物品」の意匠に加えて「画像」と「建築物」の意匠に拡充したもので、物品と関連しないデザインについても保護を拡充するものである点において、明治以来の大改正といえることができます。このような大きな改正は産業財産権法全体を見ても、あまり行われることなく、正に、いま、意匠制度はアツいです。

本稿は、予定どおりであれば「特許」について特集する9月号に掲載されるということですので、ここでは、特に、特許を専門とする弁理士・知財関係者（以下「特許ユーザ」と呼ばさせていただきます。）をはじめ、意匠制度をあまり利用したことのない皆さんに、いまアツい意匠制度に目を向けてもらい、クライアントまたは自社の知的財産を、特許等による保護に加え、またはこれに代えて、意匠によっても保護することで、知的財産保護の選択肢を増やしてもらいたく、意匠制度の宣伝をしたいと思えます。

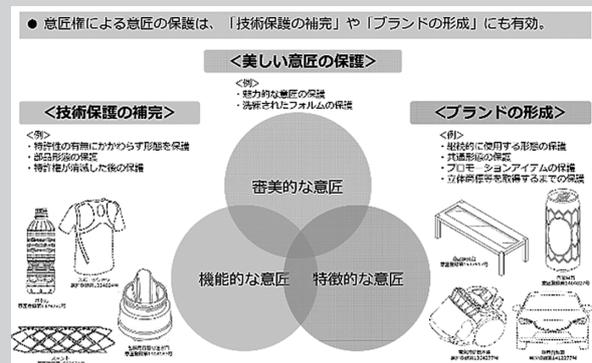
2. 意匠制度の最近の事情

(1) 意匠の位置づけ

意匠は、いうまでもなく、物品等の形態であって「視覚を通じて美感を起させるもの」（意匠法2条1項）ですので、「美しい意匠」を保護して産業の発達に寄与することが意匠制度の役割です。

しかし、実際に意匠登録されている例を見れば、現実的な意匠制度の役割は、「美しい意匠の保護」に留まらず、それ以上に、(i) 特許権等による技術保護を補完する側面と、(ii) 商標権等に

よるブランドの形成を補完する側面とがあると整理されています（下図参照）。



「産業競争力とデザインを考える研究会 第5回 資料2 特許庁『我が国の意匠登録制度の役割』より

すなわち、本来的には特許権や商標権で保護したいが進歩性や識別性の問題から登録が難しいものや、特許権や商標権に加えて意匠権でも保護してデッドコピーを押さえたりする目的で意匠制度を利用することが可能です。

特許ユーザの皆さん、特許権による技術保護を補完する役割として、特許出願を予定されている案件の10件に2件程度、意匠出願も検討されてはいかがでしょうか。

ご存じの方も多いと思いますが、特許庁の意匠課は、平成13年に審査第一部から審査業務部の傘下になっていたものの、平成25年に再び審査第一部の傘下になりました。現在は、特許審査官が意匠課に配属され意匠審査を担う例も多く見られます。技術的な素養をもって意匠を審査される審査官も多く、特許ユーザの皆さんとのコミュニケーションも円滑に行えるはずですよ。

(2) 出願件数

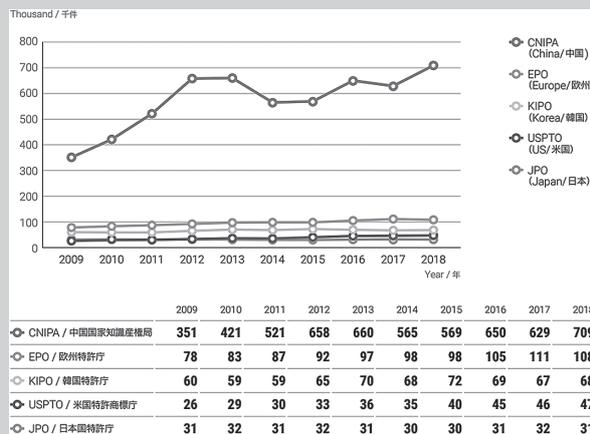
日本の意匠の年間出願件数は、特許出願件数の10分の1程度の3万件程度であり、主要の五庁（日本特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、

欧州連合知的財産庁 (EUIPO)、中国国家知識産権局 (CNIPA) および韓国特許庁 (KIPO) のなかでは最も低い数です。

他方、特許出願件数は、CNIPA と USPTO について 3 番目に位置し、KIPO と EPO よりも件数が多いことに鑑みれば、意匠出願の潜在需要はありえるものの、意匠制度を利用しきれていない、という言い方もできそうです。

日本の意匠のプレゼンス向上のためにも、少なくとも 2 万件程度増やして 5 万件程度にして USPTO を抜き、可能であれば 4 万件程度増やして 7 万件程度にして KIPO を抜きたい、そう思っています。これは、特許ユーザが現にハンドリングされている特許 10 件に対して意匠を 1 件から 2 件くらいの割合で出願すれば、30 万件的 10 分の 1 から 5 分の 1、すなわち、3 万件～6 万件は件数が増えることとなりますので、上述の数字も容易に達成できそうです。

特許ユーザの皆さん、ぜひご協力ください (なお、必ずしも件数が多ければよい、という話ではなく、ひとつの指標として示すものです)。



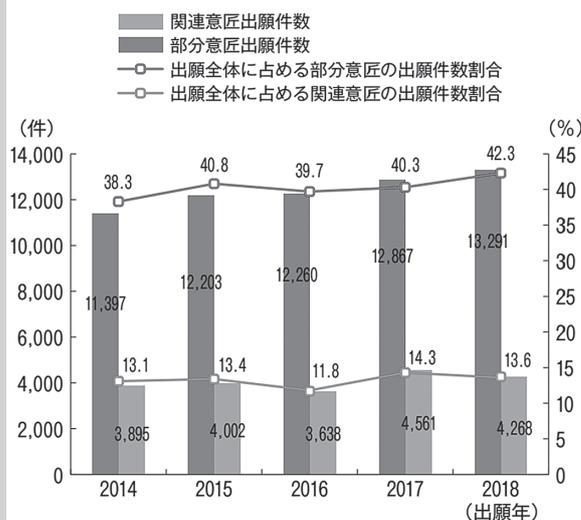
(特許庁ステータスレポート 2020 より)

(3) 部分意匠の割合の増加

日本の意匠の全出願に対する部分意匠の割合は、下図に示すとおり年々増加して近年は 40% を超えています (なお、2019 年 5 月の審査基準改訂で全体意匠と部分意匠の区別がなくなったことなどから、「部分意匠」という用語は審査基準等において用いられなくなっておりますが、ここでは説明の便宜上用いています。同様に、部分意匠の割合に関する統計情報は、2020 年以降の統計からは把握できなくなっています)。

部分意匠は、物品等の全体のうち、特徴ある一部分について登録を受けようとするものであ

1-1-51図 部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移



(資料) 特許庁作成

(特許行政年次報告書 2019 年版より)

て、そうした部分を特定するための考え方、作業は、個人的には、特許出願において、発明の特徴点を把握し、特許請求の範囲において必要な構成のみを特定するクレームドラフティングに似ているところがあると思っています。

例えば、アップル インコーポレイテッド (以下「アップル社」といいます) の意匠登録 1498966 (下図) では、破線や一点鎖線を用いて、意匠登録を受けようとする部分を無駄なく特定しており、クレームドラフティングの思考で出願されたものとみることができます。

[意匠登録 1498966 号]



つまり、他者の模倣や類似品を抑制する等に当たって、特徴ある部分について漏れなく無駄なく戦略的に意匠登録を受けるためには、特許ユーザの皆さんの能力が大変役立つのではと思います。

繰り返しになりますが、特許ユーザの皆さんがハンドリングされている特許出願 10 件のうち 1 件～2 件くらいの割合で戦略的な意匠出願を検討されてはいかがでしょうか。

3. 意匠権の効力

(1) 意匠権の権利範囲

意匠制度を利用しない理由として、よく「意匠は権利範囲が狭いから」といった話を聞きます。しかしこれは、意匠制度を戦略的に利用できていないからこそその結果であって、使い方の問題だと思います。すなわち、ただ闇雲に製品全体をそのまま意匠出願したり、意匠出願1件ですべてを賄おうとしていたりするからではないでしょうか。

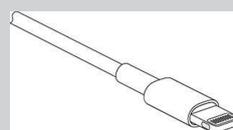
翻って特許出願ではいかがでしょうか。請求項1から製品全体のすべての構成を特定することなど、まずないでしょうし、クレームを1つのみ（請求項1のみ）で出願する場合も（一部の業界を除いて）まずないでしょう。そして、場合によっては上位概念でまとめ得る複数の発明や、カテゴリー相違の複数の発明について一つの出願に含めて出願すると思います。

意匠出願も同じように考えましょう。製品をそのまま出願したりせず（もちろん実施品に対する意匠権の確保やデッドコピーの防止の観点からは製品全体をそのまま特定した意匠出願も有効であることを否定するものではありません。）、その意匠の特徴ある部分について、まず最小単位のみを特定した出願をし、さらに、特許請求の範囲で従属クレームを規定していくように、その最小単位の出願に対して構成を付加した出願をするなどし、複数件の出願（ざっと3~5件程度以上でしょうか。）で一つのデザインを守る発想を持てはいかがでしょうか。その際、関連意匠制度を利用することも有効と思います。

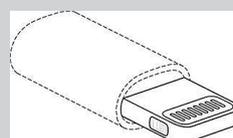
ここでも、アップル社の例になってしまいますが、アップル社は、概ねひとつの製品のデザインについて、意匠登録を受けようとする部分（クレーム部分）にバリエーションを持たせた複数の意匠出願を行って製品デザインを保護しています。

下記の例は、アップル社のスマートフォン等の充電ケーブルの先端部分に関する意匠権ですが、製品全体をきちんと権利化（意匠登録1475085）したうえで、クレーム部分をわずかに変えながら、6件の意匠権を取得しています（なお、本製品についてアップル社は特許出願も複数行って特許権と意匠権による保護を図っています。）。おそらく様々な侵害態様を想定してのことだと思いますが、意匠制度を戦略的に利用された例といえます。

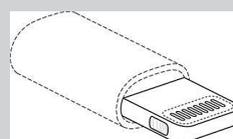
[意匠登録 1475085]



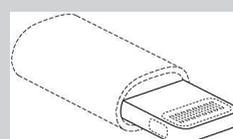
[意匠登録 1475086]



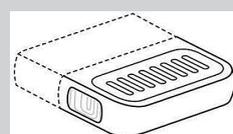
[意匠登録 1475087]



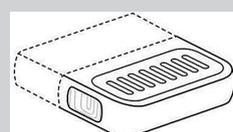
[意匠登録 1475089]



[意匠登録 1475090]



[意匠登録 1475091]



特許出願1件にかかる経費よりも意匠出願1件にかかる経費が少なく済むことは容易に想像し得るところです。また、特許出願の明細書作成に要する時間と比べ、意匠出願の願書および図面の作成に要する時間が短いことも、また容易に想像し得るところです。

「意匠は権利範囲が狭い」といって諦めてしまうのではなく、意匠権で特許権と同等の保護を期待するのであれば、特許出願1件にかかる経費や労力と同程度の経費や労力をかけ（つまり、意匠出願を複数行い）、特許のクレームドラフティングの発想で、意匠の戦略的な保護を検討されてはいかがでしょうか。

(2) 意匠権の活用

「意匠権は本当に使えるのか?」、そういった疑

間があるかと思えます。使えるかどうかについては、侵害訴訟における損害賠償額がひとつの指標になるかと思えますので、平成27年3月一般財団法人知的財産研究所「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究報告書」に開示されたデータをもとに、以下に紹介します。

まず、意匠権の侵害訴訟件数（地裁）は、以下のとおり、年間で20件に満たず、特許権のそれと比較すると10分の1程度です。しかし、逆にいえば、意匠出願件数は、特許出願件数の10分の1程度ですので、意匠権による侵害訴訟は、その割合から見れば特許権と同程度に活用されているということがいえます。

【図表Ⅱ-4】 地方裁判所における知的財産権関連民事訴訟の新受件数

| 歴年 | 平成23(2011) | 平成24(2012) | 平成25(2013) |
|---------------|------------|------------|------------|
| 知的財産権関係民事訴訟件数 | 518 | 567 | 552 |
| うち 特許権 | 207 | 155 | 164 |
| うち 実用新案権 | 7 | 3 | 8 |
| うち 意匠権 | 16 | 29 | 12 |

平成27年3月 一般財団法人知的財産研究所「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究報告書」より

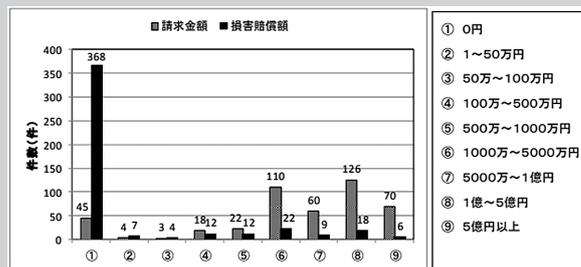
次に、2004年から2013年の10年間に、特許権または実用新案権の侵害訴訟で地裁判決に至ったケース（458件）において、権利の侵害が認定され請求が全部または一部認容された判決は102件（22%）であり、権利の侵害が認定されず請求が全部棄却された判決は356件（76%）です。

他方、意匠権の侵害訴訟で地裁判決に至ったケース（57件）において、権利の侵害が認定され請求が全部または一部認容された判決は22件（38%）であり、権利の侵害が認定されず請求が全部棄却された判決は35件（62%）です。

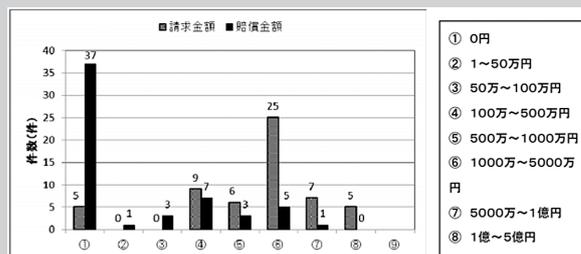
すなわち、母数は異なる点を置きこの数字だけを見れば、意匠権の侵害訴訟における請求認容率、すなわち、権利者が勝訴する割合は、特許権または実用新案権の侵害訴訟よりも高いといえます。

さらに、同じく2004年から2013年の10年間に、特許権または実用新案権若しくは意匠権の侵害訴訟で地裁判決に至ったケース（458件）において、認容された損害賠償請求額について見てみると、確かに意匠権侵害訴訟においては、特許権等に見られるような1億円以上の高額賠償が認められたケースは見られないものの、1000万円から1億円未満の額の損害賠償が認容されるケースも見られ、母数に10倍の差があることを鑑みれば、意匠権侵害訴訟においても、特許権等に劣らない程度に損害賠償が認められる可能性があることがわかります。

[特許権または実用新案権侵害訴訟地裁判決における損害賠償請求金額と認容額]



[意匠権侵害訴訟地裁判決における損害賠償請求金額と認容額]



平成27年3月 一般財団法人知的財産研究所「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究報告書」より

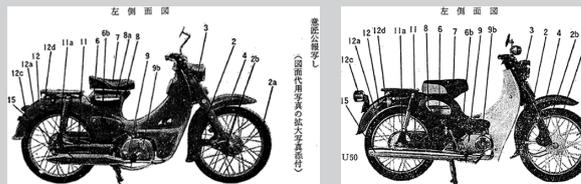
実際に、過去の意匠権侵害訴訟地裁判決では、次の例のように高額賠償が認められたケースが存在します。

(1) 「スーパーカブ事件」(東京地判昭和48年5月25日 昭和43年(ワ)11385号)

このケースでは、意匠権者である本田技研工業(原告)が、鈴木自動車工業(被告)に対し、原告の意匠登録第146113号に係る意匠権が侵害されたことによる損害の額を約21億6000万円とし、その内の約7億6000万円について請求し、そのすべてについて損害額として認められています。判決当時の大卒初任給が3万円程度であったことを考えると、現在の貨幣価値に換算すると賠償額は50億円程度におよび、わが国における意匠権侵害事件において、後にも先にも、この賠償額を上回る判決はないものと思われます。

[本件意匠]

[被告製品意匠の1つ]



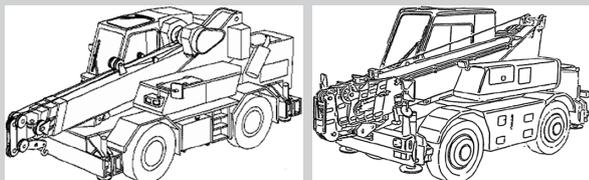
(いずれも判決別紙より引用)

(2) 「自走式クレーン事件」(東京高判平成10年6月18日 平成9年(ネ)404号)

このケースでは、意匠権者である株式会社神戸製鋼所が、株式会社加藤製作所に対し、神戸製鋼所の意匠登録第766928号に係る意匠権が侵害されたことによる損害賠償額として10億6056万円を請求し、判決において4億5117万円が損害額として認められました(第1審における請求額は5億3224万円で、認容額は1億4256万円でした。)

[本件意匠]

[被告製品意匠]



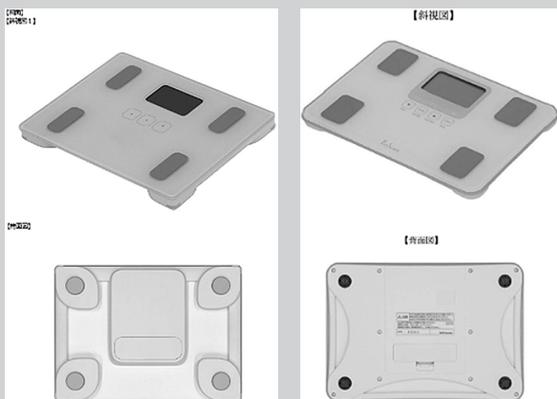
(いずれも判決別紙より引用)

(3) 「体組成計事件」(東京地判平成27年2月26日 平成24年(ワ)33752号)

このケースでは、意匠権者であるオムロンヘルスケア株式会社(原告)が、株式会社タニタ(被告)に対し、原告の意匠登録第1425652号(本件意匠権1)および意匠登録第1425945号(本件意匠権2)が侵害されたことによる損害の額を約2億8900万円として請求し、判決において約1億2900万円が損害額(意匠法39条1項)として認められました。

[本件意匠]

[被告製品1]



(本件意匠は J-PlatPat より引用し、被告製品1は判決別紙より引用)

このように、意匠権侵害訴訟は、その数こそ少ないものの、いずれも特許権に勝るとも劣らない侵害(損害)の認容率を誇り、高額な損害額の認容事例が存在します。したがって、意匠権は決して使えないものではないと思います。

むしろ、訴訟等においては、意匠権は図面によって特定し得る分かり易い権利であること、訂正などによる権利の変更の可能性もないこと、また、係争における論点の特許権と比較して格段に少なく訴訟手続も短期に終わるものと考えられることなどから、使い易さでは特許権を凌ぐと思います。

繰り返しになりますが、特許ユーザの皆さんがハンドリングされている特許出願10件のうち1件~2件くらいの割合で戦略的な意匠出願をし、意匠権を特許権と同等に活用されてはいかがでしょうか。

4. まとめ

特許ユーザの皆さんの一人でも多くが、意匠制度に興味を持っていただき、クライアントまたは自社の知的財産の保護において、特許権による保護に、意匠権による保護を選択肢のひとつとして加え、特許出願に割くリソースの5分の1程度のリソースを意匠出願に割いてくださることを期待します。そうすれば、クライアントまたは自社の知的財産保護の選択肢が増え、保護の多様性がぐっと上がるものと思います。ぜひ意匠制度をもっと使ってください。